

我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録
第二号

同(志位和夫君紹介)(第一三六六号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一三六七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一三六八号)
同(吉井英勝君紹介)(第一三六九号)
ソマリア海賊対策での自衛隊派兵に反対することに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一三七〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一〇六五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇六六号)
同(吉井英勝君紹介)(第一〇六七号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一一三六号)
は去る三月三日及び三月十八日安全保障委員会に付託されたが、これを本委員会に付託替えされた。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第二号 平成二十一年四月十四日

同（佐々木憲昭）『君統久』（筑波大学出版会）

同(佐々木篤田)新編(第一)(六三)
同(志立和夫)紹介(第一)(六四)

は本委員会に参考送付された。

法律案(内閣提出第六一号)

この際、一言御報告申し上げます。

本委員会は、去る三月十九日の本会議において、その設置目的が「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため」となりました。

また、本委員会の名称につきましても、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会となりましたので、御報告申し上げます。

○深谷委員長　本日付託になりました内閣提出、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金子国務大臣。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○金子国務大臣 ただいま議題となりました海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上を航行する船舶の安全の確保は極めて重要であります。近年発生している海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威となっております。

公海等における海賊行為については、国連海洋法条約において、すべての国が最大限に可能な範囲でその抑止に協力するとされているとともに、関係者や関係船舶の国籍を問わず、いずれの国も管轄権を行使することが認められております。

このような状況及び国連海洋法条約の趣旨にかんがみると、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処について法整備をすることが喫緊の課題であり、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船舶に乗り組みまたは乗船した者が、私的目的で、公海または我が国領海等において航行中の他の船舶の強取、運航支配、船舶内の財物の強取、船舶内にある者の略取、人質による強要等の行為を、海賊行為と定義しております。

第二に、海賊行為をした者につき、その危険性や悪質性に応じて処罰することとしております。

第三に、海賊行為への対処は、海上保安庁が必要措置を実施するものとし、海上保安官等は、海上保安庁法において準用する警察官職務執行法第七条の規定による武器の使用のほか、他の船舶

への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるため他に手段がない場合においても、武器を使用することができることとしております。

第四に、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができるとし、当該承認を受けようとするときは、原則として、対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならぬとするともに、内閣総理大臣は、国会に所要の報告をしなければならないとしております。

第五に、海賊対処行動を命ぜられた自衛官につき、海上保安庁法の所要の規定、武器の使用に関する警察官職務執行法第七条の規定、及び他の船舶への著しい接近等の海賊行為を制止して停船させるための武器の使用に関するこの法律案の規定を準用することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議よろしくお願いいたします。

○深谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十五日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活に

とつて、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もつて海上における公共の安全と秩序の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海賊行為」とは、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)又は我が国の領海若しくは内水において行う次の各号のいずれかの行為をいう。

一 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為

二 暴行若しくは脅迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させる行為

三 第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為

四 強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求する行為

五 前各号のいずれかに係る海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれ

を損壊する行為

六 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、又はその進行を妨げる行為

七 第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をする目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為

(海賊行為に関する罪)

第三条 前条第一号から第四号までのいずれかに係る海賊行為をした者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

2 前項の罪(前条第四号に係る海賊行為に係るものを除く。)の未遂は、罰する。

3 前条第五号又は第六号に係る海賊行為をした者は、五年以下の懲役に処する。

4 前条第七号に係る海賊行為をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、第一項又は前項の罪の実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第四条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(海上保安庁による海賊行為への対処)

第五条 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)その他の法令の定めるところにより、海上保安庁がこれに必要な措置を実施するものとする。

2 前項の規定は、海上保安庁法第五十七条に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。

第六条 海上保安官又は海上保安官補は、海上保安庁法第二十条第一項において準用する警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第七条の規定により武器を使用する場合のほか、現に行われている第三条第三項の罪に当たる海

賊行為(第二条第六号に係るものに限る。)の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

(海賊対処行動)

第七条 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動をとることを命ずることができ、この場合においては、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十二条の規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、前項の承認を受けようとするときは、関係行政機関の長と協議して、次に掲げる事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りる。

一 前項の行動(以下「海賊対処行動」という。)の必要性

二 海賊対処行動を行う海上の区域

三 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間

四 その他海賊対処行動に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 第一項の承認をしたとき その旨及び前項各号に掲げる事項

二 海賊対処行動が終了したとき その結果

(海賊対処行動時の自衛隊の権限)

第八条 海上保安庁法第十六条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、海賊対処行動を命ぜら

れた海上自衛隊の二等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 警察官職務執行法第七条の規定及び第六条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同条中「海上保安庁法第二十條第一項」とあるのは、「第八條第二項」と読み替えるものとする。

3 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条及び同項において準用する第六条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

(我が国の法令の適用)

第九条 第五条から前条までに定めるところによる海賊行為への対処に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令(罰則を含む。)を適用する。

(関係行政機関の協力)

第十条 関係行政機関の長は、第一条の目的を達成するため、海賊行為への対処に関し、海上保安庁長官及び防衛大臣に協力するものとする。

(国等の責務)

第十一条 国は、海賊行為による被害の防止を図るために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならない。

2 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)

第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者その他船舶の運航に係る者は、海賊行為による被害の防止に自ら努めるとともに、海賊行為に係る情報を国に適切に提供するように努めなければならない。

(国際約束の誠実な履行等)

第十二条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規範を遵守しなければならない。

(政令への委任)

の法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第

号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の規定の適用については、第三条第一項及び第四条の罪(第二条第四号に係る海賊行為に係るものに限る。)は同法第十三条第二項に規定する罪と、第三条第一項から第三項まで及び第四条の罪は同法別表に掲げる罪とみなす。

第三条 第三条第四項ただし書の規定は、この法律の施行後に自首した者がその施行前にした行為についても、適用する。

第四条 この法律の施行の際現に自衛隊法第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の当該行動については、第七条第一項後段の規定は、適用しない。

(自衛隊法の一部改正)

第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第八十二條の二第二項」を「第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項に改める。

第八十二條の二を第八十二條の二とし、第八

十二條の次に次の一條を加える。

(海賊対処行動)

第八十二條の二 防衛大臣は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第 号)の定めるところにより、自衛隊の部隊による海賊対処行動を行わせることができる。

第八十六條中「第八十二條の二第一項」を、「第八十二條の三第一項」に改める。

第九十三條の二中「第八十二條の二第一項」を「第八十二條の三第一項」に改め、同条を第九十三條の三とし、第九十三條の次に次の一條を加える。

(海賊対処行動時の権限)

第九十三條の二 第八十二條の二に規定する海賊対処行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

第九十三條第四項中「第八十二條の二第一項」を「第八十二條の三第一項」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三條第二項に次の一号を加える。

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第 号)第二條第四号に係る海賊行為に係る同法第三條第一項及び第四條(人質による強要、人質の殺傷の罪

理 由

海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国の経済社会及び国民生活にとって、海上輸送の用に供する船舶その他の海上を航行する船舶の航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約においてすべての国が最

大限に可能な範囲で公海等における海賊行為の抑止に協力するとされていることにかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定め、もって海上における公共の安全と秩序の維持を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。